

第1章 議会

福岡都市圏南部環境事業組合議会定例会の 回数を定める条例

〔平成18年8月7日〕
〔条例第11号〕

福岡都市圏南部環境事業組合議会定例会の回数は、年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定にかかわらず、平成18年における定例会の回数は、管理者が定める。